

## 人民銀行天津支店

## 中国(天津)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー利用

## 拡大を支援することについての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年4月13日、人民銀行天津支店は「中国(天津)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー利用拡大を支援することについての通知」(津銀発[2016]92号、以下「92号通知」)を公布しました。92号通知とほぼ同時に、広東、福建自由貿易試験区においても同様の通知が公布されており、各自由貿易試験区において金融改革の深化が進められています。

## 1. 政策背景

2015年12月9日に、中国人民銀行は「金融により中国(天津)自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見」(以下「天津指導意見」)を公布し、天津自由貿易試験区における金融改革の方向性を明確化しました。

その後、天津外貨管理局が2015年12月18日に「中国(天津)自由貿易試験区における外貨管理改革試行の実施細則」(津匯発[2015]162号、以下「162号通知」)を公布し、天津自由貿易試験区における外貨管理改革の内容を明らかにしました。

今回の92号通知は、「天津指導意見」におけるクロスボーダー人民元改革についての実施細則であり、その内容が注目されています。

## 2. 通知の内容

## (1) 人民元クロスボーダープーリング

天津自由貿易試験区版の人民元クロスボーダープーリング導入の要件(全国版より条件緩和)を明確にしました。クロスボーダープーリングの「双方向上限管理」という新たな概念を示し、初めてクロスボーダープーリングの資金流出額に制限を加えました。

【図表1】人民元クロスボーダープーリングに関する政策比較

項目	天津自由貿易試験区版 (92号通知)	全国版 (279号通知)	上海自由貿易試験区版 (22号通知)
幹事企業	自由貿易試験区内の企業(財務会社を含む)のみ	域内・域外企業ともに可 「独立法人資格を有する」との明文規定なし	自貿区内の企業のみ
メンバー企業 条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバー企業経営期間: <b>1</b>年間以上</li> <li>域内メンバー企業の前年度営業収入合計: <b>5</b>億人民元を下回らない</li> <li>域外メンバー企業の前年度営業収入合計: <b>1</b>億人民元を下回らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバー企業経営期間: 1年間以上</li> <li>域内メンバー企業の前年度営業収入合計: 10億人民元を下回らない</li> <li>域外メンバー企業の前年度営業収入合計: 2億人民元を下回らない</li> </ul>	明文規定無し(メンバー企業の定義はあり)

<b>資金流出入 限度上限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双方向上限管理を実施</li> <li>・純流出(入)額上限=資金プーリングの計上すべき所有者権益×マクロプルーデンス政策変数 (マクロプルーデンス政策変数は暫定で<sup>1)</sup>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純流入額=(域内メンバー企業の所有者権益×クロスボーダー企業グループの持株比率)の総計×人民銀行のマクロプルーデンス政策変数(初期値=0.5)</li> <li>・純流出額:規制なし</li> </ul>	規制なし
<b>その他</b>	その他明確ではない事項は全国版の要求を参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地の人民銀行に事前備案(届出)する必要あり</li> <li>・資金原資については明文規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局備案なし</li> <li>・融資性キャッシュフローは使用不可</li> </ul>

## (2) 域内における人民元債券の発行

- 区内金融機関と企業が域外において人民元債券を発行することを支援し、域外で調達した資金を利用することを支援する。
- 人民元で域内に還流して使用することを支援し、還流額上限=債券発行募集金額×マクロプルーデンス政策変数とする(マクロプルーデンス政策変数は暫定で<sup>1)</sup>)。
- 資金使途は厳格に債券募集用途に基づいて使用する。支払時、銀行は業務の真実性に対して審査を行う。
- 資金を域内に還流した後、域外企業は決済銀行を通じ、人民銀行天津支店に備案(届出)が必要。

## (3) 域内における人民元債券(パンダ債)の発行

- 区内企業の域外親会社は域内において人民元債券を発行できる。募集資金は自由貿易試験区内の100%子会社と企業グループ内のメンバーで貸借する場合、現行の外債管理に含まれない。

## (4) クロスボーダー人民元決済

- 市内の銀行は「展業三原則(顧客を理解する、業務を理解する、デューデリジェンス)」に従い、入出金指示に基づいて区内個人が経常項目下および直接投資項目下の人民元決済業務を取扱うことができる。

## (5) 域外への人民元建貸付

- 区内の銀行が実需と慎重の原則に基づき、域外機構と域外項目に対して人民元建の貸付を行うことを奨励し、支援する。

## 3. 企業への影響

本通知の公布により、自由貿易試験区における融資主体の融資ルートがより広がりました。全国版と比較した場合、天津自由貿易試験区版の人民元クロスボーダープーリング業務の参加要件が緩和されることから、より多くの多国籍企業グループが自由に人民元資金を域内外に配置できるようになります。特に「双方向上限管理」という新たな考え方の監督方法は、クロスボーダー資金流出入の全体的なバランスをとる上で強化につながるものです。また、域外において区内企業が発行する人民元債券や資金還流規制の細則化、パンダ債政策の利便化は区内企業の負債構造を調整し、融資コストを低減させることから、企業の生産経営状況を改善できる施策であると思われます。

各自由貿易試験区の外貨・人民元の詳細な政策が実施されるにつれて、自由貿易試験区の金融改革は更に深化していくものと思われます。引き続き、各自由貿易試験区の最新情報を注視し、随時展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>中国人民银行天津分行文件</b> <b>津银发[2016]92号</b></p> <p>关于支持中国(天津)自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知</p> <p>中国人民银行滨海新区, 中心支行, 各政策性银行天津(市)分行, 国家开发银行天津市分行, 各国有银行天津市分行、渤海银行、各股份制商业银行天津分行、中国邮政储蓄银行天津分行、天津银行、天津农商银行、天津滨海农村商业银行、各城市商业银行天津分行、天津市各村镇银行、天津金城银行、企业银行、各经营人民币业务的外资银行天津分行</p> <p>根据《中国人民银行关于金融支持中国(天津)自由贸易试验区建设的指导意见》(银发[2015]372号)及有关规定, 经中国人民银行同意, 现就支持中国(天津)自由贸易试验区(以下简称自贸试验区)扩大人民币跨境使用有关事项通知如下:</p> <p>一、国家已出台的各项鼓励和支持扩大人民币跨境使用、推进人民币资本项目可兑换的政策措施, 均适用自贸试验区。</p> <p>二、天津市内结算银行可根据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令[2003]第5号发布)、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》(银发[2010]249号发布)等规定, 按照账户管理有效区分的原则, 为符合条件的境内外主体(含个人)开立人民币银行结算账户, 办理本通知中允许的跨境人民币结算业务。</p> <p>三、自贸试验区内个人经常项下和直接投资项下跨境人民币业务</p> <p>天津市内结算银行可按照"了解你的客户"、"了解你的业务"和"尽职审查"原则, 凭收付指令为</p>	<p style="text-align: center;"><b>中国人民銀行天津支店文書</b> <b>津銀発[2016]92号</b></p> <p>中国(天津)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー利用拡大を支援することについての通知</p> <p>中国人民銀行濱海新区、中心支店、各政策性銀行天津(市)支店、国家開発銀行天津市支店、各国有銀行天津市支店、渤海銀行、各株式制商業銀行天津支店、中国邮政貯蓄銀行天津支店、天津銀行、天津農商銀行、天津濱海農村商業銀行、各都市商業銀行天津支店、天津市各村鎮銀行、天津金城銀行、企業銀行、人民元業務を行う各外資系銀行天津支店</p> <p>『中国人民銀行 金融により中国(天津)自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見』(銀発[2015]372号)および関連規定に基づき、中国人民銀行の同意を経て、ここに中国(天津)自由貿易試験区(以下、自貿試験区)において人民元クロスボーダー利用拡大を支援することについて、関連事項を以下のとおり通知する。</p> <p>一、国家が既に公布した人民元クロスボーダー利用の拡大を奨励、支援し、人民元資本項目の両替を推進する政策措置は全て自貿試験区に適用する。</p> <p>二、天津市内の決済銀行は『人民元銀行決済口座管理弁法』(中国人民銀行令[2003]第5号公布)、『域外機構人民元銀行決済口座管理弁法』(銀発[2010]249号公布)等の規定に基づき、口座管理有効区別の原則に従い、条件に合致した域内外の主体(個人を含む)のために人民元銀行決済口座を新設し、本通知で許可するクロスボーダー人民元決済業務を行うことができる。</p> <p>三、自貿試験区における個人經常項目下と直接投資項目下のクロスボーダー人民元業務</p> <p>天津市内の決済銀行は「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デューデリジェンス」の原則に基づき、入出金指示に</p>

<p>区内个人办理经常项下和直接投资项下的跨境人民币结算业务,必要时可要求客户提交相关业务凭证。本通知所称区内个人,是指在自贸试验区内工作或居住的境内外个人。</p> <p>四、自贸试验区跨国企业集团跨境双向人民币资金池业务</p> <p>(一)跨国企业集团选择在自贸试验区内注册成立并实际经营或投资的成员企业(包括财务公司)作为主办企业,组建跨境双向人民币资金池时,其参加资金归集的境内外成员企业需满足以下条件:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 境内成员企业上年度营业收入合计金额不低于5亿元人民币</li> <li>2. 境外成员企业上年度营业收入合计金额不低于1亿元人民币;</li> <li>3. 经营时间在1年以上。</li> </ol> <p>(二)自贸试验区跨国企业集团跨境双向人民币资金池业务实行双向上限管理。 跨境人民币资金净流出(入)额上限=资金池应计所有者权益×宏观审慎政策系数,宏观审慎政策系数暂定为1</p> <p>(三)自贸试验区跨国企业集团跨境双向人民币资金池业务其他未明确事项,按照《中国人民银行关于进一步便利跨国企业集团开展跨境双向人民币资金池业务的通知》(银发[2015]279号文)执行。</p> <p>五、自贸试验区金融机构和企业境外发行人民币债券募集资金回流</p> <p>(一)支持区内金融机构和企业在国外发行人民币债券,鼓励所筹资金在境外使用。对于所筹资金以人民币形式回流境内使用的,人民币资</p>	<p>よって区内個人のために經常項目下と直接投資項目下のクロスボーダー人民元決済業務を行うことができる。必要な場合は、顧客に関連業務エビデンスの提出を要求することができる。本通知でいう区内個人とは自貿試験区において勤務するもしくは居住している個人を指す。</p> <p>四、自貿試験区多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング業務</p> <p>(一)多国籍企業グループが自貿区での登記・設立を選択し、且つ実際に経営あるいは投資を行っているメンバー企業(財務会社を含む)は、幹事企業としてクロスボーダー双方向人民元プーリングを組織する際、資金調達に参加する域内外メンバー企業は以下の条件を満たさなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 域内メンバー企業の前年度営業収入合計:5億人民元を下回らない</li> <li>2. 域外メンバー企業の前年度営業収入合計:1億人民元を下回らない</li> <li>3. メンバー企業の経営期間:1年以上</li> </ol> <p>(二)自貿試験区多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング業務は「双方向上限管理」を実行する。 クロスボーダー人民元純流出(入)額上限=資金プーリングに計上すべき所有者權益×マクロプルーデンス政策変数とし、マクロプルーデンス政策変数は暫定で1とする。</p> <p>(三)自貿試験区多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング業務に、その他不明確事項があれば、「中国人民銀行 多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング業務展開をさらに利便化することに関する通知」(銀發[2015]279号)に基づいて執行する。</p> <p>五、自貿試験区金融機関と企業が域外において発行した人民元債券募集資金の還流</p> <p>(一)区内の金融機関と企業が域外において人民元債券を発行することを支援し、調達した人民元資金を域外で使用することを奨励する。調達した資金を人民元で域内に還流</p>
---	---

<p>金回流額上限＝債券発行募集総金額×宏观审慎政策系数，宏观审慎政策系数暂定为1。</p> <p>(二)回流境内的人民币资金应严格按照债券募集说明书的募集资金用途使用。</p> <p>(三)天津市内结算银行为回流资金办理跨境人民币结算和使用支付时应对业务真实性进行尽职审核。</p> <p>六、自贸试验区内企业的境外母公司按有关规定在境内发行人民币债券，募集资金用于集团内设立在自贸区内全资子公司和集团内成员企业借款的，不纳入现行外债管理。</p> <p>七、自贸试验区银行发放境外人民币贷款                  人民银行天津分行鼓励和支持区内银行基于实需和审慎原则向境外机构和境外项目发放人民币贷款。区内银行发放境外人民币贷款，应严格审查借款人资信和项目背景，确保资金使用符合要求。</p> <p>八、信息报送和尽职审核</p> <p>(一)天津市内结算银行办理自贸试验区跨境人民币结算业务前，应制定操作规程和内控制度，报人民银行天津分行备案后实施。</p> <p>(二)区内企业境外发行人民币债券募集资金回流境内后，应通过结算银行向人民银行天津分行办理备案。区内非银行金融机构应在境外发行人民币债券募集资金回流境内后，向人民银行天津分行办理备案。</p> <p>(三)天津市内结算银行应及时准确完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送自贸试验区人</p>	<p>し使用する場合、人民币資金還流額上限＝債券発行募集金額の総額×マクロプルーデンス政策変数とし、マクロプルーデンス政策変数は暫定で1とする。</p> <p>(二)域内に還流した人民币資金は厳格に債券募集説明書の募集資金用途に基づいて使用しなければならない。</p> <p>(三)天津市内の決済銀行は還流資金をクロスボーダー人民币決済、支払に使用する際、業務の真実性に対して審査を行わなければならない。</p> <p>六、自贸試験区内企業の域外親会社が関連規定に基づき、域内において人民币債券を発行し、募集資金をグループ内の自贸区に設立した100%子会社とグループ内メンバー企業で貸借する場合、現行の外債管理に含まれない。</p> <p>七、自贸試験区の銀行による域外人民币貸出                  人民銀行天津支店は区内銀行が実需と慎重の原則に基づき、域外機構と域外プロジェクトに向けて人民币貸出を行うことを奨励し支援する。区内銀行は域外への人民币貸出を実行する際、厳格に借入人の信用状況とプロジェクトの背景を審査し、資金の使用が要求と合致することを保証しなければならない。</p> <p>八、情報の報告送付およびデューデリジェンス</p> <p>(一)天津市内の決済銀行は自贸試験区のクロスボーダー人民币決済業務を行う前に、操作規定と内部管理制度を制定し、人民銀行天津支店に報告、備案(届出)した後、実施しなければならない。</p> <p>(二)区内企業が域外で発行した人民币債券の募集資金が域内に還流した後は、決済銀行を通じ、人民銀行天津支店に備案を行わなければならない。区内の非銀行金融機関は域外において発行した人民币債券の募集資金が域内に還流した後に、人民銀行天津支店に備案を行わなければならない。</p> <p>(三)天津市内の決済銀行は遅滞なく正確且つ完全な状態で人民币クロスボーダー収支情報管理システムに自贸試験</p>
--	--

<p>民币跨境使用业务有关账户信息、业务信息以及跨境收支信息。</p> <p>(四)天津市内结算银行应按照"了解你的客户"、"了解你的业务"和"尽职审查"原则,做好自贸试验区人民币跨境使用业务的真实性和合规性审核,切实履行反洗钱和反恐怖融资义务。</p> <p>九、风险监测与管理</p> <p>(一)经中国人民银行批准,我分行根据宏观经济形势、信贷调控和风险控制等需要,可对本通知中的各项宏观审慎政策系数进行动态调整。</p> <p>(二)自贸试验区人民币跨境使用业务应当具有真实合法交易基础,不得使用虚假合同等凭证或构造交易办理业务。结算银行应当建立健全内控制度,完善真实性和合法性审查机制,严格履行数据及异常可疑信息报送义务。</p> <p>(三)我分行对天津市内结算银行业务开展情况进行非现场监测,完善预警指标,并根据实际需要进行现场核查检查。发现银行或企业违反有关规定的,将要求其限期整改并根据有关规定进行处理。</p> <p>本通知自印发之日起实施。</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行天津分行 2016年4月13日</p>	<p>区人民币クロスボーダー利用に関連する口座情報、業務情報およびクロスボーダー収支情報を報告送付しなければならない。</p> <p>(四)天津市内の決済銀行は「顧客を理解する」「業務を理解する」「デューデリジェンス」の三原則に基づき、自贸試験区の人民币クロスボーダー利用業務の真实性やコンプライアンス審査を確実にし、アンチマネーロンダリングおよびアンチテロ融資義務を適切に履行しなければならない。</p> <p>九、リスクモニタリングと管理</p> <p>(一)中国人民銀行総行の批准を経て、人民銀行天津支店はマクロ経済情勢や貸出調節、リスク防止コントロール等の必要に応じて、本通知内の各項目のマクロプルーデンス政策変数を調整できる。</p> <p>(二)自贸試験区人民币クロスボーダー利用業務は真実の合法的な取引を基礎としなければならない。偽造契約などのエビデンスあるいは偽造取引を用いて業務の手続きを行ってはならない。決済銀行は健全な内部管理制度を確立し、真实性審査と合法性審査のシステムを整備し、厳格にデータや異常な疑わしい情報の報告義務を履行しなければならない。</p> <p>(三)人民銀行天津支店は天津市内の決済銀行の業務に対しオフサイトモニタリングを行う。注意喚起の指標を整備し、あわせて、実需に基づいてオンサイト検査を行う。銀行あるいは企業の関連規定違反を発見した場合、期限内の改善を要求し、関連規定に基づいて処理を行う。</p> <p>本通知は公布日より実施する。</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行天津支店 2016年4月13日</p>
---	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室